

## 議案第 82 号

### 損害賠償の額を定め、和解することについて

自動車事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 30 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

### 記

1 相手方 名古屋市在住の個人

#### 2 事故の概要

令和 7 年 6 月 13 日午前 10 時 50 分頃、愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地 98 藤田医科大学病院の立体駐車場内において、市職員が公用車を運転中、前方に停車していた車両の後方に衝突し当該車両を前方に押し出したことにより、駐車中の相手方車両に接触し、左右前方部分を破損させた。

3 損害賠償額 1, 095, 837 円

#### 4 和解条項

- (1) 伊賀市は、本件事故に関する一切の損害賠償金として、1,095,837 円を相手方に支払う義務を認め、相手方が指定する金融機関口座へ送金により支払うものとする。
- (2) 相手方は、前号の損害賠償金を受領した後は、それ以外の請求を放棄するとともに、相互に何ら権利義務関係がないことを確認し、伊賀市に対し今後裁判上又は裁判外において一切の異議申し立て及び請求を行わないことを誓約する。